



廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について（意見）

滋賀県公文書等の管理に関する条例第8条第3項に基づき、廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について下記のとおり意見する。

記

1 経過

- ・滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、保存期間が満了したファイル等について、実施機関（原課）が一次選別を行い、公文書館が二次選別を行った。
- ・令和3年9月21日、当審議会に対し、保存期間が満了したファイル等のリストおよび二次選別結果が提出された。
- ・当該リストに基づき、当審議会の各委員から二次選別結果について、公文書館に対し、質問、意見等を提出した。
- ・令和3年11月24日、当審議会において、各委員からの質問、意見等に対する説明を公文書館から受け、当審議会として歴史公文書等に該当し、移管すべきとするファイルを別紙のとおりとした。

2 意見

- (1) 公文書館が実施した二次選別結果で移管とされたものに加え、別紙のファイルを公文書館に移管すべきである。
- (2) 二次選別結果については、滋賀県文書管理規程（昭和63年滋賀県訓令第5号）別表第4「保存期間満了後の措置の基準」に基づいて適正に判断されたものと認められるが、同表1に示された「基本的な考え方」の解釈においてやや狭く解する傾向がみられた。
今後の運用においては、例えば、県の裁量の幅が小さい業務や毎年度実施する業務などに係る文書についても、社会的関心の程度や業務実施の実態を把握する観点等から移管の要否について検討されたい。
- (3) 保存期間が満了した文書の歴史公文書該当性を適切に検討する前提として、実施機関においては、今後、より内容を把握しやすいファイル名を付与するとともに、歴史公文書等に該当するようなファイルについて適切な保存期間が設定されるよう検討されたい。

- (4) 歴史公文書該当性の判断にあたっては、事業を知悉する実施機関の関与が欠かせないことから、歴史公文書の考え方等について実施機関の職員に研修を行うこと等により、レコードスケジュールおよび一次選別の精度の向上に努められたい。